

特別養護老人ホーム 英水苑

指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
(ショートステイ)

重要事項説明書

社会福祉法人 英水会

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 英水会
法人所在地	三重県四日市市大字日永字母ヶ坂 5 5 3 0 番地 2 3
電話番号	0 5 9 - 3 4 0 - 0 2 7 3
代表者氏名	理事長 尾崎 英世
設立年月日	平成5年11月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定短期入所生活介護事業 平成26年4月1日指定（三重県指定番号2470200391） 指定介護予防短期入所生活介護事業 平成30年4月1日指定（三重県指定番号2470200391） 指定短期入所生活介護事業（ユニット型空所利用） 平成26年4月1日指定（三重県指定番号2470204567） 指定介護予防短期入所生活介護事業（ユニット型空所利用） 平成26年4月1日指定（三重県指定番号2470204567）
--------	--

事業所の名称	特別養護老人ホーム 英水苑
所在地	三重県四日市市智積町 3 4 番地 1
電話番号	0 5 9 - 3 2 6 - 7 5 1 1

事業の目的	当事業所は要介護状態等となった場合においても、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護、その他日常生活上必要な介護および機能訓練を行なうことにより、ご利用者様の心身の機能維持ならびにご利用者様とご家族様の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
-------	--

管理者	施設長 岡本 創
-----	----------

当事業所の運営方針	・当事業所において提供する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令告示の趣旨および内容に沿ったものとします。 ・ご利用者様の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、ご利用者様およびご家族様のニーズを的確に捉え、個別の介護計画を作成することにより、ご利用者様が必要とする適切なサービスを提供します。 ・ご利用者様又はそのご家族様に対し、サービスの内容および提供方法について分かりやすく説明します。 ・適切な介護技術を持ってサービスを提供します。 ・常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。 ・居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供します。
-----------	---

通常の送迎
の実施地域

四日市市・三重郡

営業日および
営業時間

年中無休（受付時間は８時３０分～１７時３０分）

利用定員

２０名

居室等の概要

当事業所は特別養護老人ホーム英水苑と併設しており、下記の居室を含む施設・設備についての内容は、特別養護老人ホーム英水苑と同様のものです。これらは厚生労働省が定める基準により設置が義務づけられており、居室を除いて、利用にあたりご利用者様から特別にご負担いただく費用はございません。ショートステイは東館でのご滞在となりますが、本館、ユニット型部分での空所利用（１１ページ参照）となる場合もございます。

	本館（特別養護老人ホーム）		東館（特別養護老人ホーム、ショートステイ）	
個室	1 1 室	11.1～14.1㎡	1 6 室 内ショートステイ 1 4 室	13.2～14.3㎡
2 人室	1 4 室	19.7～22.6㎡	6 室 内ショートステイ 3 室	26.9～27.2㎡
3 人室	1 室	25.5㎡	全室居室内にトイレ、洗面設備あり	
一般浴室	浴槽内スロープあり		・一般浴槽（天然温泉 浴槽内スロープなし） ・座位式入浴装置	
特殊浴室	座位式、寝位式入浴装置			
食堂および 機能訓練室	149㎡		84.2㎡	
医務室	本館・東館中央部にあり（本館 2 F・東館への連絡通路横）			
静養室	医務室の隣室			

３．職員の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対して短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職員を配置しています。なお、以下の配置は併設する特別養護老人ホーム英水苑の職員を含むものとします。

（１）主な職員の配置状況

職種	常勤換算	指定基準
施設長（管理者）	１（１）名	１名
生活相談員	２（１）名	１名
看護職員	４名	３名
介護職員	３１名	看護職員と介護職員の 合計で２４名

機能訓練指導員	1（1）名	1名
介護支援専門員	1名	1名
医師	非常勤1名	必要数
管理栄養士	1（1）名	1名

※（ ）内はユニット型部分30床と兼務している職員の人数です。

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

※常勤換算とは：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

（２）主な職員の職務内容

施設長（管理者）	職員等の管理および業務状況の把握、その他管理を一元的に行う。
医師	ご利用者様に対し、健康管理および療養上の指示を行う。
生活相談員	ご利用者様およびご家族様の相談に応じるとともに、適切なサービス提供が出来るよう、施設内のサービス調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
看護職員	健康チェック等を行うことにより、ご利用者様の健康状態を的確に把握し、必要な処置を行う。
介護職員	介護サービスの提供にあたり、ご利用者様の心身の状況等を的確に把握し、適切な介護を行う。
管理栄養士	ご利用者様の給食管理、栄養指導にあたる。
機能訓練指導員	ご利用者様が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。
介護支援専門員	ご利用者様の暮らしの中で解決すべき課題を把握し、ご利用者様とご家族様の意向、希望を勘案したケアプランの作成を行い、その実施状況の把握と必要に応じた見直しを行う。

（３）主な職員の勤務体制

施設長（管理者）	8：30～17：30	介護職員	早番A	6：00～15：00
医師	毎週火曜日 13：00～15：00		早番B	7：00～16：00
生活相談員	8：30～17：30		日勤A	8：30～17：30
介護支援専門員	8：30～17：30		日勤B	10：00～19：00
管理栄養士	9：00～18：00		遅番A	11：00～20：00
看護職員	日勤A 8：00～17：00 日勤B 8：30～17：30		遅番B	12：00～21：00
機能訓練指導員	8：30～17：30		夜勤A	20：30～8：30
			夜勤C	17：00～9：00

*業務上の都合又はサービス提供上のニーズに応じて、若干の変更をする場合もございます。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。ご利用料金には

- (1) 介護保険の給付の対象となる部分
(介護保険負担割合証に記載された割合のご負担となります)
- (2) 介護保険の給付の対象とならない部分 (全額が自己負担となります)

がございます。

(1) 介護保険の給付の対象となる部分

ご利用者様の心身の状態に応じ、自立を支援する食事・入浴・排泄等の介護サービスを提供します。

①食事の介助

- ・ご利用者様の食事は、その方の自立の支援に配慮し、出来る限り離床して食堂で行うよう努めます。

②入浴の介助

- ・入浴または清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方は機械浴槽を使用して入浴していただくことができます。

③排泄の介助

- ・ご利用者様の身体能力を最大限活用した排泄援助を行います。
- ・おむつを使用せざるを得ないご利用者様のおむつを適切に取り替えます。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者様の心身等の状況に応じ、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行います。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〔1日あたりの利用料金〕 ※下記の料金表は1割負担額を記載させていただいています。

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本報酬	451単位	561単位	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位
看護体制加算Ⅱ			8単位				
夜勤職員配置加算Ⅰ			13単位				
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	22単位						
小計	473単位	583単位	646単位	715単位	788単位	858単位	927単位
介護職員等処遇改善 加算Ⅰ 小計×14.0%	66単位	82単位	90単位	100単位	110単位	120単位	130単位
合計	539単位	665単位	736単位	815単位	898単位	978単位	1,057単位
1 単位×10.33円 (四日市市:6 級地)	5,567円	6,869円	7,602円	8,418円	9,276円	10,102円	10,918円
うち介護保険から 給付される金額	5,010円	6,182円	6,841円	7,576円	8,348円	9,091円	9,826円
1 割負担額※	557円	687円	761円	842円	928円	1,011円	1,092円

以下の加算につきまして、ご利用者様個人や当事業所のサービス内容、職員体制が、加算条件に該当した場合、利用料金に加算されます。

①送迎加算 送迎サービスを利用された場合。

単位数 (片道)	介護職員等処遇改善 加算Ⅰ 14.0%	1単位×10.33円 (四日市市:6級地)	うち介護保険から 給付される金額	1割負担額※
184単位	26単位	2,169円	1,952円	217円

②療養食加算

医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士または栄養士が管理し、適切な栄養量および内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食および特別な検査食を提供している場合。

単位数 (1回あたり)	介護職員等処遇改善 加算Ⅰ 14.0%	1単位×10.33円 (四日市市:6級地)	うち介護保険から 給付される金額	1割負担額※
8単位	1単位	92円	82円	10円

③在宅中重度者受入加算

ご利用者様が利用していた訪問看護事業所に、ショートステイ利用中にご利用者様の健康上の管理等を行わせた場合。

単位数 (1日あたり)	介護職員等処遇改善 加算Ⅰ 14.0%	1単位×10.33円 (四日市市:6級地)	うち介護保険から 給付される金額	1割負担額※
417単位	58単位	4,906円	4,415円	491円

④認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急にショートステイを利用することが適当であると判断した場合。(利用開始日から7日間に限る)

単位数 (1日あたり)	介護職員等処遇改善 加算Ⅰ 14.0%	1単位×10.33円 (四日市市:6級地)	うち介護保険から 給付される金額	1割負担額※
200単位	28単位	2,355円	2,119円	236円

⑤生活機能向上連携加算

外部のリハビリテーション専門職と連携・共同で課題分析、個別機能訓練計画の作成をし、施設内の多職種が協働して、その計画にもとづいて機能訓練を実施した場合。

単位数 (1日あたり)	介護職員等処遇改善 加算Ⅰ 14.0%	1単位×10.33円 (四日市市:6級地)	うち介護保険から 給付される金額	1割負担額※
200単位	28単位	2,355円	2,119円	236円

⑥看護体制加算Ⅳイ

前年度または算定日が属する月の前3か月の利用者総数のうち、要介護3以上の利用者様の占める割合が70%以上である場合。（現在の看護体制加算Ⅱの代わりに加算されます）

単位数 (1日あたり)	介護職員等処遇改善 加算Ⅰ 14.0%	1単位×10.33円 (四日市市:6級地)	うち介護保険から 給付される金額	1割負担額※
23単位	3単位	268円	241円	27円

⑦若年性認知症利用者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、ご本人様やご家族様の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合。

単位数 (1日あたり)	介護職員等処遇改善 加算Ⅰ 14.0%	1単位×10.33円 (四日市市:6級地)	うち介護保険から 給付される金額	1割負担額※
120単位	17単位	1,415円	1,273円	142円

⑧緊急短期入所受入加算

ご利用者の状態やご家族様等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた際に、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行なった場合。（利用開始日から7日間を限度として加算。介護者のご家族様に疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日間を限度として加算）

単位数 (1日あたり)	介護職員等処遇改善 加算Ⅰ 14.0%	1単位×10.33円 (四日市市:6級地)	うち介護保険から 給付される金額	1割負担額※
90単位	13単位	1,063円	956円	107円

⑨長期利用時減算

連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合。

単位数 (1日あたり)	介護職員等処遇改善 加算Ⅰ 14.0%	1単位×10.33円 (四日市市:6級地)	うち介護保険から 給付される金額	1割減算額※
30単位	4単位	351円	315円	36円

- ・上記の料金表は1日あたりの金額となっています。本来、介護職員処遇改善加算と介護報酬（1単位×10.33円）は、1か月に当事業所でご利用いただいた総単位数に対して計算（×）しますが、ご利用者様それぞれにご利用期間が異なるため、上記の料金表では、1日あたりの単位数に対して計算（×）をしています。なお、計算方法の違いから、実際のご利用料金と比べて1ヶ月あたり数円程度の誤差が生じますことをご了承ください。

(2) 介護保険の給付の対象とならない部分

①食事の提供

ご利用者様に提供する食事の材料費および調理にかかる費用です。実費相当額の範囲でご負担していただきます。ただし、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けているご利用者様については、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）がご負担の上限額となります。当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご利用者様の身体状況を考慮した食事を提供いたします。

食費 1日あたり1,600円（朝食350円 昼食650円 夕食600円）

通常料金（第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額			
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1,600円／日	300円／日	600円／日	1000円／日	1300円／日

②居住（滞在）の提供

この施設および設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額および室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けているご利用者様については、その認定証に記載された居住費（1日あたり）のご負担となります。

[東館の個室を利用される場合]

通常料金（第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額		
	第1段階	第2段階	第3段階
1,430円／日	380円／日	480円／日	880円／日

[東館の2人室を利用される場合]

通常料金（第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額		
	第1段階	第2段階	第3段階
980円／日	0円	430円／日	430円／日

[本館の個室を空所利用される場合]

通常料金（第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額		
	第1段階	第2段階	第3段階
1,231円／日	380円	480円／日	880円／日

[本館の2人室・3人室を空所利用される場合]

通常料金（第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額		
	第1段階	第2段階	第3段階
915円／日	0円	430円／日	430円／日

③複写物の交付

ご利用者様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とされる場合は実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④レクリエーション、クラブ活動

ご利用者様の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。なお、材料費や講師料等の費用が発生する場合は、その実費をご負担いただきます。

・音楽クラブ

音楽療法士を招き、昔懐かしいエピソードや時代背景などの会話を交えながら、映画音楽や童謡の合唱、楽器の合奏、音楽に合わせた軽い体操を楽しんでいただきます。

＊活動日：水曜日の午前中

会費	1回あたり 270円
----	------------

⑤日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等、ご利用者様の日常生活に要する費用で、ご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

・電気代（テレビ、電気毛布等の電化製品を持込み、ご使用された場合）

電気代	1点につき1日50円
-----	------------

・理美容サービス（月1回、理容師による出張サービスです。）

利用料金	1回あたり1,000円～ (顔そり1回あたり 700円)
------	---------------------------------

・喫茶代

メニュー

アイス（1個）	150円	各種ジュース	100円
ところてん	100円	コーヒー	150円
みつ豆	150円	あんみつ	250円
ぜんざい	100円	クリームあんみつ	300円

5. 利用料金のお支払方法

利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、翌月19日にご契約いただいた金融機関口座から引落しをさせていただきます。

指定金融機関：百五銀行または三十三銀行 三重四日市農業協同組合各支店	口座名義人：ご利用者様またはご家族様
---------------------------------------	--------------------

自動引き落としの手続きをされていないご利用者様につきましては、ご利用のあった翌月の10日以降に下記のいずれかの方法でお支払いください。

①現金支払い	百五銀行松本支店 普通預金 口座番号111320
②右記口座への振込み	特別養護老人ホーム英水苑 施設会計 理事長 尾崎英世

6. 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者様の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。利用日前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者様の体調等の正当な理由がある場合は、この限りではありません。

- ・利用前日までに申し出があった場合 無料
- ・利用前日までに申し出がなかった場合 利用料金の10%（自己負担相当額）

7. サービスの利用に関する留意事項

- ・入所当日、風邪症状や発熱等により体調が思わしくない場合は、原則として、ご利用をご遠慮いただいております。
- ・慢性疾患、難病指定、特定疾患等により特別な介護、看護を必要とする場合は、事前にお申し出ください。
- ・紛失防止の為、原則、現金等の貴重品はお持込みにならない様にお願いいたします。もし、持参された場合は事務所にてお預りさせていただきます。
- ・保健衛生上の観点から、原則、食品類はお持込みにならない様にお願いいたします。もし、持参された場合は、いったん職員がお預かりし、ご希望の都度、ご本人様にお渡しさせていただきます。
- ・施設内は、所定の喫煙場所以外は禁煙となっております。また、タバコ、ライターは利用期間中、職員がお預かりさせていただきます。
- ・当事業所の職員や他のご利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なうことはできません。

8. 苦情の受付について

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情解決責任者 施設長 岡本 創
- ・苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 坂本 大輔
- ・受付時間 毎日午前8時30分から午後5時30分
- ・電話 059-326-7511（お越しになる前にご一報ください。）

※直接窓口にお越しいただくことが困難な場合は、文章でも結構です。

また、ご意見箱を窓口に設置してあります。

（2）当施設の第三者委員

- ・社会福祉法人 英水会 監事 柴田 光 氏
- ・社会福祉法人 英水会 監事 丹羽 昭博 氏

(3) 行政機関その他苦情の受付機関

四日市市介護・高齢福祉課	所在地 四日市市諏訪町1-5 電話番号 (059) 354-8425 受付時間 9時～17時
三重県国民健康保険団体連合会	所在地 津市桜橋2丁目96番地 電話番号 (059) 213-6500 受付時間 9時～17時
三重県社会福祉協議会 (三重県福祉サービス運営適正化委員会)	所在地 津市桜橋2丁目131番地 電話番号 (059) 224-8111 受付時間 9時～17時

9. 空所利用について

当事業所の利用定員は20名ですが、併設する特別養護老人ホームのご入居者様に医療機関への入院者が出た際に、そのご入居者様、ご家族様の同意をいただいたうえで、空きベッドが出た場合、生活介護、介護予防短期入所生活介護に利用させていただいております。

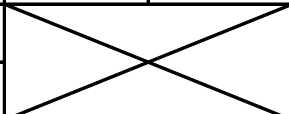
(1) 従来型部分で空所利用された場合

サービスのご利用にあたっての重要事項（職員配置、居室の概要、ご利用料金など）は、これまでに説明さしあげたとおりです。

(2) ユニット型部分で空所利用された場合

サービスのご利用にあたっての重要事項は、次項のとおりです。それ以外の重要事項については、従来型部分と同様です。

〔1日あたりの利用料金〕※下記の料金表は1割負担額を記載させていただきます。

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本単位	529単位	656単位	704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
看護体制加算Ⅱ			8 単位				
夜勤職員配置加算Ⅱ			18単位				
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	22単位						
介護職員等処遇改善 加算Ⅰ小計×14.0%	77単位	95単位	105単位	115単位	125単位	135単位	145単位
合計	628単位	773単位	857単位	935単位	1,020単位	1,101単位	1,180単位
1 単位×10.33円 (四日市市: 6 級地)	6,487円	7,985円	8,852円	9,658円	10,536円	11,373円	12,189円
うち介護保険から 給付される金額	5,838円	7,186円	7,966円	8,692円	9,482円	10,235円	10,970円
1割負担額※	649円	799円	886円	966円	1,054円	1,138円	1,219円

以下の加算につきましては、ご利用者様が該当した場合のみご負担いただきます。
(送迎加算、療養食加算、在宅中重度者受入加算、認知症・心理症状緊急対応加算、
若年性認知症利用者受入加算、緊急短期入所受入加算、長期利用時減算)

食事の提供 1日あたり1,600円（朝食350円 昼食650円 夕食600円）

通常料金 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額			
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1,600円／日	300円／日	600円／日	1,000円／日	1,300円／日

居住（滞在）の提供

通常料金 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額		
	第1段階	第2段階	第3段階
2,066円／日	880円／日	880円／日	1,370円／日

居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室	30室	居室内にトイレ、洗面台完備
合計	30室	13.2㎡ 24室 14.2㎡ 6室
共有スペース	3ヶ所	各階にリビング、ダイニング、キッチン完備
医務室	1室	3階
機能訓練コーナー	1ヶ所	平行棒、ホットパック
一般浴室	1室	大浴場、個浴、シャワー室
特殊浴室	1室	車椅子式入浴装置、ストレッチャー式入浴装置

職員の配置状況

職種	常勤換算	指定基準
施設長（管理者）	1（1）名	1名
生活相談員	1（1）名	1名
介護職員	15名	看護職員・介護職員の 合計が10人
看護職員	3名	
機能訓練指導員	1（1）名	1名
介護支援専門員	1名	1名
医師	非常勤	必要数
管理栄養士	1（1）名	1名

※（ ）内は従来型部分と兼務している職員の人数です。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービスの開始に際し、本書面に
基づき重要事項の説明を行ないました。

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者様住所
ご利用者様氏名
印

ご家族様住所
ご家族様氏名
印

ご家族様電話番号